

平成25年第10回大山町教育委員会

招集年月日 平成25年7月5日（金） 午前10時

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

| | | | | | |
|----|------|----|------|----|------|
| 1番 | 小原康正 | 2番 | 金田吉人 | 3番 | 湊谷紀子 |
| 4番 | 林原浩子 | 5番 | 山根 浩 | 6番 | 伊澤百子 |

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（ 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第1号 区域外就学について

日程第 4 議案 第2号 平成25年度準要保護児童生徒の認定等について

日程第 5 議案 第3号 大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

日程第 6 議案 第 4 号 大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金
交付要綱の制定について

日程第 7 議案 第 5 号 伝統的建造物群保存地区の決定について

日程第 8 議案 第 6 号 伝統的建造物群保存地区保存計画の決定について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成 2 5 年 8 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

| 月 日 | 曜日 | 件 名 |
|-------|----|---|
| 6月 7日 | 金 | 六長合同会議 |
| 8日 | 土 | 門脇家大屋根の郷コンサート |
| 9日 | 日 | 日韓交流協会総会 |
| 11日 | 火 | スポーツ少年団役員会 |
| 14日 | 金 | 第5回大山町議会定例会本会議(報告、所信表明、提案理由の説明) |
| 16日 | 日 | 郡民体育大会剣道の部 |
| 17日 | 月 | 管理職会議(一般質問) |
| 19日 | 水 | 教育民生常任委員会、文化財保護審議会 |
| 21日 | 金 | 学力向上戦略本部(倉吉市) |
| 22日 | 土 | みんなの人権セミナー①(保健福祉センターなわ) |
| 24日 | 月 | 大山町議会本会議(一般質問) |
| 25日 | 火 | 大山町議会本会議(一般質問)、管理職会議(7月1日人事異動) |
| 27日 | 木 | 八橋警察署管内交通安全対策会議定期総会(中山環境改善センター)、鳥取県町村教育長研修会(三朝町:~28日) |
| 28日 | 金 | 大山町議会本会議(質疑、討論、採決)、管理職会議 |
| 29日 | 土 | 郡民体育大会陸上競技の部 |
| 1日 | 月 | 六長合同会議、管理職会議、大山町PTA連絡協議会総会 |
| 3日 | 水 | 西部地区町村社会教育協議会総会(溝口公民館) |
| 4日 | 木 | 伸びのびトーク in 大山(大山ものづくり学校)、人権・同和教育推進教委議会行政部会研修会 |
| 5日 | 金 | 定例教育委員会、鳥取県市町村教育委員会研究協議会理事会、定期総会及び研究大会(倉吉市) |

今 後 の 予 定

| 月 日 | 曜日 | 件 名 |
|-------|----|---|
| 7月 6日 | 土 | 家庭教育講演会(兼大山町青少年育成町民会議研修会:伯耆町農村環境改善センター) |
| 12日 | 金 | 第63回「社会を明るくする運動」西伯郡研究大会(日吉津村) |
| 13日 | 土 | テメキュラ市訪問団事前オリエンテーション(金子コーディネーター来町) |
| 14日 | 日 | 全日本トライアスロン皆生大会 |
| 16日 | 火 | 大山町初任者研修②(太平記めぐり) |
| 17日 | 水 | 第38回人権尊重社会の実現をめざす鳥取県研究集会実行委員会 |
| 18日 | 木 | 原水爆禁止国民平和大行進 |
| 21日 | 日 | 参議院議員選挙 |
| 23日 | 火 | みんなの人権セミナー(大山支所) |
| 25日 | 木 | 学力向上戦略本部、町職員業務改善研修(~26日) |
| 28日 | 日 | 大山口列車空襲慰霊祭並びに平和祈念の集い(大山公民館) |
| 29日 | 月 | テメキュラ市訪問団出発(~8月9日) |
| 31日 | 水 | 鳥取県・大山町社会教育・人権教育合同協議会(大山公民館) |

議案第1号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成25年 7月 5日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成25年 7月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 1件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第 2 号

平成 2 5 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 2 5 年度 準要保護児童生徒の認定を次のとおり取り消すものとする。

平成 2 5 年 7 月 5 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 2 5 年 7 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 2 5 年度 準要保護児童生徒認定取り消し候補者

(平成 2 4 年所得により算定した結果、基準を超える者)

認定取り消し候補者 2 名 (詳細別紙) 認定取り消し児童生徒数 名

議案第3号

大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

大山町立学校職員の服務に関する規程（平成17年大山町教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月5日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成25年7月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

記

1. 別紙のとおり

大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

大山町立学校職員の服務に関する規程(平成17年大山町教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)を、当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (本籍、住所、氏名等及び履歴事項の変更) 第7条 略 2 職員は、住所を変更したときは、速やかに住所変更届(様式第3号)に <u>住民票抄本を添えて</u> 教育委員会に提出しなければならない。 3 略 <u>様式第3号(第7条関係)</u> <u>別記1 改正後</u> | (本籍、住所、氏名等及び履歴事項の変更) 第7条 略 2 職員は、住所を変更したときは、速やかに住所変更届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。 3 略 <u>様式第3号(第7条関係)</u> <u>別記2 改正前</u> |

附 則

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

別記1 改正後

様式第3号(第7条関係)

住 所 変 更 届

下記のとおり住所を変更しましたのでお届けします。

記

1 旧 住 所

2 新 住 所

3 変更年月日

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学校名 職 氏 名

添付書類 住民票抄本

別記2 改正前

様式第3号(第7条関係)

住 所 変 更 届

下記のとおり住所を変更しましたのでお届けします。

記

1 旧 住 所

2 新 住 所

3 変更年月日

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学校名 職 氏 名

議案第4号

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱の制定
について

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年 7月 5日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成25年 7月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 別紙のとおり

○大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成24年大山町条例第22号。以下「条例」という。)第11条の規定による補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 保存地区 条例第2条第2項に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (2) 保存計画 条例第5条に規定する保存地区の保存に関する計画をいう。
- (3) 建造物 伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建築物、その他の工作物をいう。
- (4) 伝統的建造物 保存計画で特定された特定建築物及び特定工作物をいう。
- (5) 環境物件 保存計画で特定された特定環境物件及びその他の環境物件をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金は、保存地区内の土地又は建造物及び環境物件の所有者又は管理者等で、保存計画に基づく事業を行うものに対し、予算の範囲内で交付する。

(補助対象及び補助金限度額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種類、当該対象となる経費及びこれに対する補助率並びに補助金限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費が10万円未満のものは補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 所有者等は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 仕様書又は見積書
- (4) 該当物件の現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の実施)

第7条 前条第1項の通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を同条第1項の通知を受けた後に着工するものとする。

(申請事項の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第5号、様式第6号、様式第7号)を町長に提出し、町長の承認を

受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更承認にあわせて補助金の変更交付決定を行う場合は、第6条第1項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金変更交付承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 所有者等は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 契約書等の写し
- (4) 請求書・領収書の写し
- (5) 竣工写真（工事の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとする。交付決定の内容及び条件等に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第12号）により、その額を当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出して、補助金を請求するものとする。

2 第6条第1項又は第8条第2項の通知を受けた補助事業については、概算払ができるものとする。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定に付された条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (5) 補助事業の中止を申し出たとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の取り消しを決定した場合において、当該取り消しにかかわる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象及び補助金限度額

| 区 分 | | 補 助 対 象 経 費 の 内 容 | 補助率 (%) | 補助限度額 (千円) |
|---|----------------------|---|------------|---------------|
| 伝 統 的 建 造 物 | 特定建築物 | 保存計画の修理基準に基づき行う復原（増築、改築、模様替え又は移転を含む）及び外観を維持するための修繕又は模様替えに要する経費。（外観部分を構成する屋根、壁等及びその下地材、柱、小屋組、基礎及び土台、斜材、根太を含む床組、梁、桁等の横架材等構造耐力上必要と認められる主要部分の修理に要する工事経費、設計料及び監理料） | 80 | 8,000 |
| | 特定工作物 | 保存計画の修理基準に基づき行う復原及び修理に要する経費。（工事経費、設計料及び監理料） | 80 | 6,000 |
| | 特定工作物 （石積護岸） | 保存計画の修理基準に基づき行う復原及び修理に要する経費。（工事経費、設計料及び監理料） | 90 | 2,700 |
| 特 定 環 境 物 件 | 屋敷林、境界木、生垣、庭池、庭園、溜池等 | 保存計画に基づいて行う復旧及び管理に要する経費（屋敷林及び境界木、生垣の復旧並びに害虫駆除、枝打ち、庭池及び溜池、） | 80 | 2,400 |
| | 土坡護岸及び流路 | 保存計画に基づいて行う水路の復旧に要する経費（工事経費、設計料及び監理料） | 90 | 2,700 |
| 伝 統 的 建 造 物 以 外 の 修 景 | 特定建築物以外の建築物 | 保存計画に定める修景基準に基づいて行う新築、増築、改築、模様替え、色彩変更、移転又はこれらに伴う除却に要する経費。 （工事経費、設計料及び監理料） | 60 | 6,000 |
| | 特定工作物以外のその他の工作物 | 保存計画に定める修景基準に基づいて行う経費。 （工事経費、設計料及び監理料） | 60 | 3,000 |
| 特 定 環 境 | その他の環境物件 | 保存計画に定める修景基準に基づいて行う歴史的風致の形成を図るための経費。 （工事経費、設計料及び監理料） | 60 | 1,500 |

| | | | | |
|---------------|---|----|-------|--|
| 物件以外のその他の環境物件 | | | | |
| 防災及び管理施設等の整備 | 防災及び保存地区の管理のために必要な施設等の整備に要する工事経費、設計料及び監理料 | 60 | 3,000 | |

- (備考) 1 管理施設とは、集落駐車場、防災施設及び設備、標識、説明板、ゴミ集積所等をいう。
- 2 枝打ちは、5年以上間隔をあけるものとする。
- 3 土坡は、水路側面から幅 60cm 以内を基本とする。ただし、水路側面が急勾配の傾斜をもち、法面が長く、水際から幅 60cm 以上ある場合は、法面の上部までを対象とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所
氏名 印
(団体代表者氏名)

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付申請書

年度において、標記補助金を下記のとおり受けたいので、大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

地区名称

申請交付額

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 添付書類

様式第2号（第5条関係）

年度大山町伝統的建造物群保存地区保存事業計画書

| | |
|-------------|-------------------------|
| 1. 文化財の名称 | 名称：大山町（地区名称）伝統的建造物群保存地区 |
| 2. 保存範囲 | 範囲： ha |
| 3. 選定年月日 | 平成 年 月 日大山町告示第 号 |
| | 平成 年 月 日文部科学省告示第 号 |
| 4. 事業実施主体名 | |
| 5. 事業の実施場所 | 鳥取県西伯郡大山町 番地 |
| 6. 事業区分 | 修理事業 ・ 修景事業 ・ 防災等事業 |
| 7. 補助事業の概要 | 主屋等建築物 |
| | 門塀等工作物 |
| | 環境物件 |
| | 防災等 |
| 8. 事業実施の方法 | 委託 ・ 請負 |
| 9. 事業着手予定日 | 補助金交付決定日以降 |
| 10. 事業完了予定日 | 年 月 日 |

様式第3号（第5条関係）

年度大山町伝統的建造物群保存地区保存事業収支予算書

1 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 計 | 備 考 |
|--------|--------|---|----------|
| 所有者負担額 | 円 | 円 | |
| 大山町補助額 | 円 | 円 | |
| 合 計 | 円 | 円 | 補助対象経費 円 |

2 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 計 | 備 考 |
|-----|--------|---|----------|
| | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | |
| 合 計 | 円 | 円 | 補助対象経費 円 |

(注) 収支の合計は、それぞれ一致する。

様

大山町長

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金
の交付決定について（通知）

平成 年 月 日付で申請のあった大山町伝統的建造物群保存地区保存事業について、下記のとおり交付することに決定したので、大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「大山町伝統的建造物群保存地区保存事業」とし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が、変更された場合における交付額等については、別に通知するものとする。

- | | | |
|-------------|---|---|
| （1）補助事業対象経費 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

補助事業に要する経費の配分及びその配分された額に対応する補助金の区分は、申請書記載のとおりとする。

4 遵守事項

補助事業者は、補助金に関する法令、要綱等に従わなければならない。また、当該収入及び支出に伴う証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所
氏名 印
(団体代表者氏名)

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付発大教委社第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

地区名称

変更申請交付額

- 1 事業変更計画書
- 2 変更収支予算書
- 3 添付書類

様式第6号（第8条関係）

年度大山町伝統的建造物群保存地区保存事業変更計画書

| | |
|--------------|-------------------------|
| 1. 文化財の名称 | 名称：大山町（地区名称）伝統的建造物群保存地区 |
| 2. 保存範囲 | 範囲： ha |
| 3. 選定年月日 | 平成 年 月 日大山町告示第 号 |
| | 平成 年 月 日文部科学省告示第 号 |
| 4. 事業実施主体名 | |
| 5. 事業の実施場所 | 鳥取県西伯郡大山町 番地 |
| 6. 事業区分 | 修理事業 ・ 修景事業 ・ 防災等事業 |
| 7. 補助事業の変更内容 | 主屋等建築物 |
| | 門塀等工作物 |
| | 環境物件 |
| | 防災等 |
| 8. 事業実施の方法 | 委託 ・ 請負 |
| 9. 事業着手予定日 | 年 月 日 |
| 10. 事業完了予定日 | 年 月 日 |

様式第7号（第8条関係）

年度大山町伝統的建造物群保存地区保存事業変更収支予算書

1 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 増減 | 備 考 |
|--------|------------------------------|----|--|
| 所有者負担額 | (円) 円 | 円 | |
| 大山町補助額 | (円) 円 | 円 | |
| 合 計 | (円) 円 | 円 | (補助対象経費 円) 補助対象経費 円 |

2 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 増減 | 備 考 |
|-----|------------------------------|----|--|
| | (円) 円 | 円 | |
| 合 計 | (円) 円 | 円 | (補助対象経費 円) 補助対象経費 円 |

(注) 収支の合計はそれぞれ一致する。

変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。

様

大山町長

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金
変更交付承認通知について（通知）

平成 年 月 日付で変更承認申請（以下「申請書」という。）のあった大山町伝統的建造物群保存地区保存事業について、下記のとおり変更することを承認したので、大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

承認に係る変更内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 変更後の交付決定額等

承認に係る変更後の補助対象経費額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が、さらに変更された場合におけるそれらの交付額等については、別に通知するものとする。

| | | |
|-------------|---|---|
| （1）補助事業対象経費 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 変更後の経費の配分

承認に係る変更後の補助事業に要する経費の配分及びその配分された額に対応する補助金の交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容がさらに変更された場合においては、別に通知するものとする

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所
氏名 印
(団体代表者氏名)

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付発大教委社第 号で交付決定を受けた事業の実績について、大山町
伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のと
おり報告いたします。

記

保存地区名称

交付決定額

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 添付書類

様式第10号（第9条関係）

年度大山町伝統的建造物群保存地区保存事業実績報告書

| | |
|------------|-------------------------|
| 3. 文化財の名称 | 名称：大山町（地区名称）伝統的建造物群保存地区 |
| 4. 保存範囲 | 範囲： ha |
| 3. 選定年月日 | 平成 年 月 日大山町告示第 号 |
| | 平成 年 月 日 省告示第 号 |
| 4. 事業実施主体名 | |
| 5. 事業の実施場所 | 鳥取県西伯郡大山町 番地 |
| 6. 事業区分 | 修理事業 ・ 修景事業 ・ 防災等事業 |
| 7. 補助事業の内容 | 主屋等建築物 |
| | 門塀等工作物 |
| | 環境物件 |
| | 防災等 |
| 8. 事業実施の方法 | |
| 9. 事業着手日 | 年 月 日 |
| 10. 事業完了日 | 年 月 日 |

様式第11号（第9条関係）

年度大山町伝統的建造物群保存地区保存事業収支決算書

1 収入の部

| 区 分 | 本 年 度 決 算 額 | 備 考 |
|--------|-------------|----------|
| 所有者負担額 | 円 | |
| 大山町補助額 | 円 | |
| 合 計 | 円 | 補助対象経費 円 |

2 支出の部

| 区 分 | 本 年 度 決 算 額 | 備 考 |
|-----|-------------|----------|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 合 計 | 円 | 補助対象経費 円 |

(注) 収支の合計はそれぞれ一致する。

様式第12号（第10条関係）

発大教委社第 号
年 月 日

様

大山町長

大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金
の額の確定通知について（通知）

平成 年 月 日付発大教委社第 号で交付決定し、（平成 年 月 日付発大教委社第 号で変更承認し、）平成 年 月 日付で実績報告のあった大山町伝統的建造物群保存地区保存事業について、下記のとおり額を確定したので、補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

補助金確定額 金 円

様式第13号（第11条関係）

補助金交付（概算）請求書

一金 _____ 円也

これは、年 月 日付発大教委社第 _____ 号により額の確定通知（交付決定通知）のあった _____ 年度大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金について、上記のとおり請求（概算請求）します。

年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
(団体代表者氏名)

大山町長 _____ 様

補 助 金 受 入 額 調 書

| | |
|-----------|--|
| 補助事業の名称 | |
| 事 業 費 | |
| 補 助 金 の 額 | |
| 既 受 入 額 | |
| 今 回 受 入 額 | |
| 今後受入予定額 | |
| 備 考 | |

議案第 5 号

伝統的建造物群保存地区の決定について

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり伝統的建造物群保存地区を決定する。

平成 25 年 7 月 5 日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 25 年 7 月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 伝統的建造物群保存地区

(1) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称 大山町所子伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 25.8ha

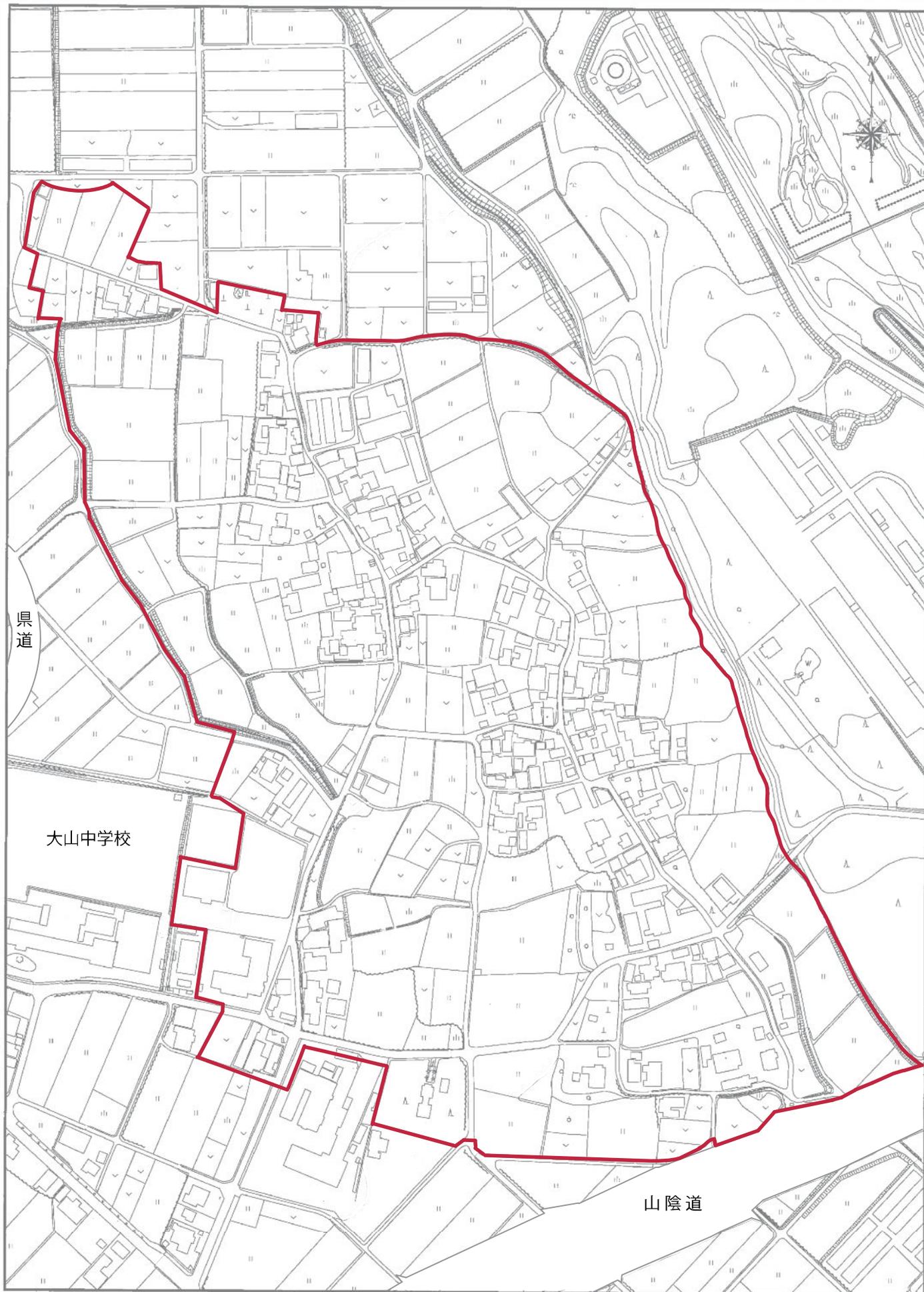
保存地区の区域 大山町所子

字大神祇、字北垣、字下前田、字前田、
字山之神、字神田、字三反田、字片吹、
字場正免及び字垣ノ内の各全域

並びに

字甲原、字更田、字宮側、字道ノ下、
字向田、字観音堂、字徳田、字掛田、
字樋之口、字下河原及び字新宮の各一
部

(区域については別図に示す)



保存地区

0 10 20 30 40 50 100(m)
1:2500

議案第 6 号

伝統的建造物群保存地区保存計画の決定について

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例第 5 条の規定に基づき、下記のとおり伝統的建造物群保存地区保存計画を定める。

平成 2 5 年 7 月 5 日 提 出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 2 5 年 7 月 日 議 決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 別紙のとおり

大山町所子伝統的建造物群保存地区保存計画

鳥取県西伯郡大山町

目次

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 保存計画の基本事項 | |
| (1) | 保存計画の基調 | 1 |
| (2) | 保存地区の名称・面積・区域 | 1 |
| 2 | 保存地区の保存に関する基本計画 | |
| (1) | 保存地区の沿革 | 4 |
| (2) | 保存地区の現況 | 8 |
| (3) | 保存地区の特性 | 10 |
| (4) | 伝統的建造物群の特性 | 12 |
| (5) | 特定環境物件の特性 | 17 |
| (6) | 保存の方向 | 18 |
| (7) | 保存の内容 | 19 |
| 3 | 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物、工作物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の決定 | |
| (1) | 伝統的建造物 | 20 |
| (2) | 特定環境物件 | 20 |
| 4 | 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画 | |
| (1) | 保存整備の方向 | 20 |
| (2) | 伝統的建造物の修理 | 20 |
| (3) | 伝統的建造物以外の建築物、その他の工作物等の修景 | 21 |
| (4) | 特定環境物件の現状維持及び復旧 | 21 |
| (5) | 特定環境物件以外のその他の環境物件の修景 | 21 |
| 5 | 保存地区の保存のため必要な拠点施設及び防災設備並びに環境の整備計画 | |
| (1) | 拠点施設等 | 21 |
| (2) | 防災計画策定及び防災施設等 | 21 |
| (3) | 環境の整備等 | 22 |
| 6 | 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる助成措置等 | |
| (1) | 経費の補助 | 23 |
| (2) | 技術的援助 | 23 |
| (3) | 固定資産税その他町税の優遇措置 | 23 |

大山町所子伝統的建造物群保存地区保存計画

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、大山町所子伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を次のように定める。

1. 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基調

この保存計画は、町民の創意と発意を尊重し、町民と行政との互いの協力により、大山町所子の歴史と伝統により築き上げられた伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を、町民共有の財産として保存するとともに文化的環境の維持と町民の生活環境の向上に資することを目的とする。

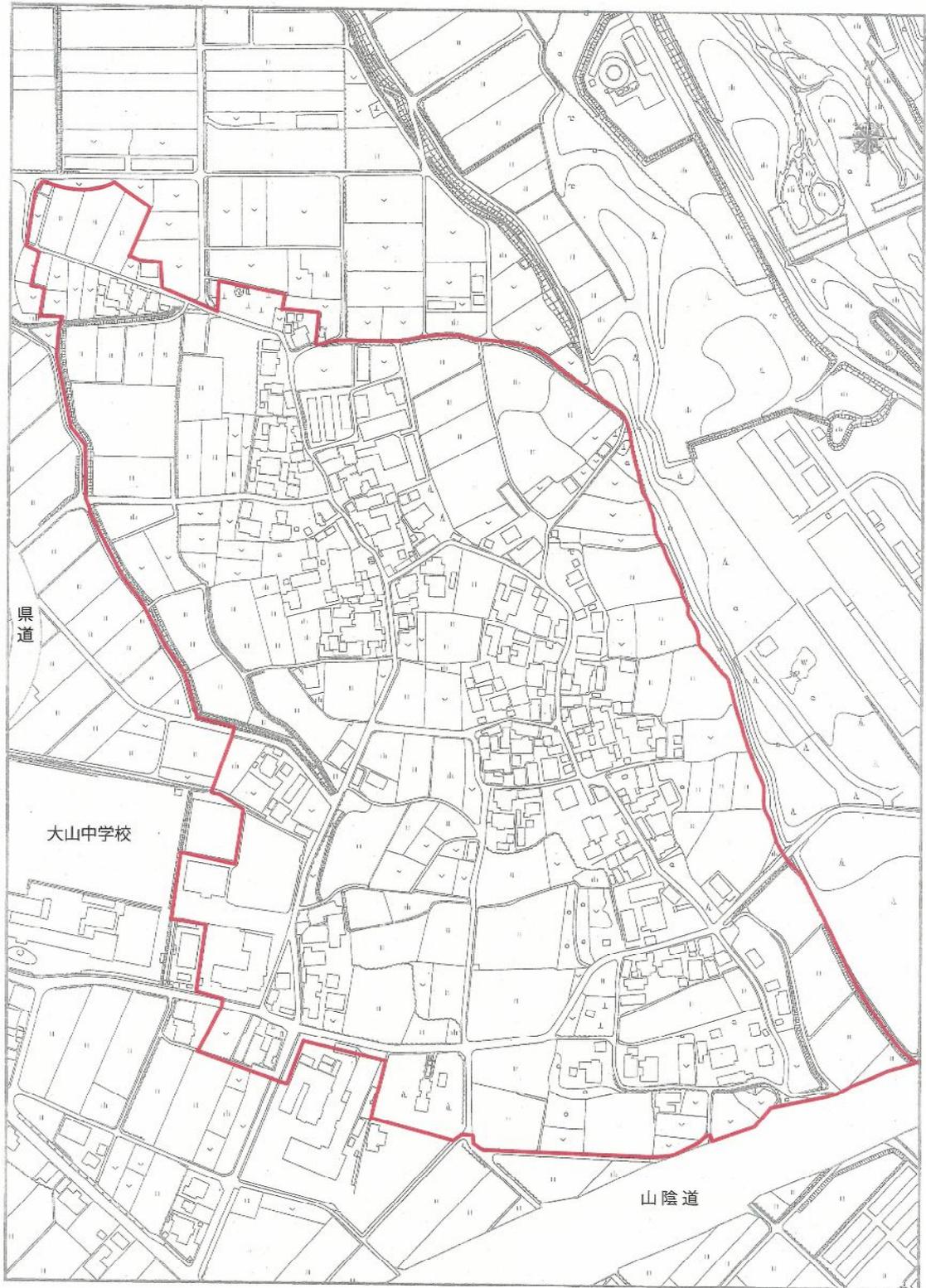
(2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称 大山町所子伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 25.8ha

保存地区の区域 大山町所子 字大神祇、字北垣、字下前田、字前田、字山之神、字神田、字三反田、字片吹、字場正免及び字垣ノ内の各全域
並びに
字甲原、字更田、字宮側、字道ノ下、字向田、字観音堂、字徳田、字掛田、字樋之口、字下河原及び字新宮の各一部

（区域については次図に示す）



保存地区





近世所子村の村域における保存地区の範囲
天保 14 年（1843）6 月「汗入郡所子村田畑地続全図」（所子集落所蔵）

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

所子集落の立地と環境

鳥取県大山町は、鳥取県西部に位置し、中国地方最高峰を誇る霊峰・大山（弥山 1,709m）が南に聳え、北は日本海に面する。大山山頂から海岸部までの距離が 21km と短く、比高差が 1,700m を超えるため、傾斜のある河川が発達した。河口付近には沖積地が広がり、沿岸部に平地も見られるが、町内の地形の大部分が丘陵地で構成されている。

所子集落は、大山裾野の奥部に源を発する二級河川・阿弥陀川の西岸、標高約 40～50m の緩丘陵地に位置する約 70 戸からなる農村集落である。



伯耆大山北壁

中世の所子と荘園

「所子」という地名は、現在のところ、鎌倉時代に書かれた漢文日記『民経記』（民部卿勘解由小路経光著）貞永元年(1232)7月6日条に「鴨氏人経有申社領伯耆国所子庄間事」と見えるのが初見であり、13世紀には京都下鴨社の社領であったことが知られている(注1)。その内容は、経有の訴えを受けて、国司の免除したとおりに安堵する旨の関白御教書を発給するよにとの勅定があり、7月10日条では出納が奉った御教書が出されたことが記されている。撰関家が所子庄の権利を有していたようであるが、史料がなく詳細はわからない。所子庄にあった惣村が、後の近世所子村の基盤となったものと推測される。



大山に源を発する阿弥陀川

近世の所子と双分的家屋群の形成

大山の北麓一帯は、特産物などの大きな産業が育たなかったため、近世を通じて稲作を中心とする農業経営が中心であり、伯耆街道の宿場町や海岸部の半農半漁の村々のほかは、基本的に農村集落として展開した。

近世初期の所子村の拝領高は、約 489 石であるが、元禄 14 年 (1701)には約 552 石、天保 5 年(1834)には約 665 石と少しずつ石高が増えており、石高では鳥取藩領汗入郡内では第三の規模である。新田改出高は、近世初期と比べて約

176 石増となり郡内で最高となっている。扇状地上の水利の不便な土地でありながら石高が増えた要因は、井手水利や溜池といった農業条件の整備や新田開発によるものと考えられる。現在でも所子を含め、大山北麓には溜池が多く点在し、農業用の水の確保が多



汗入郡と所子村の位置図

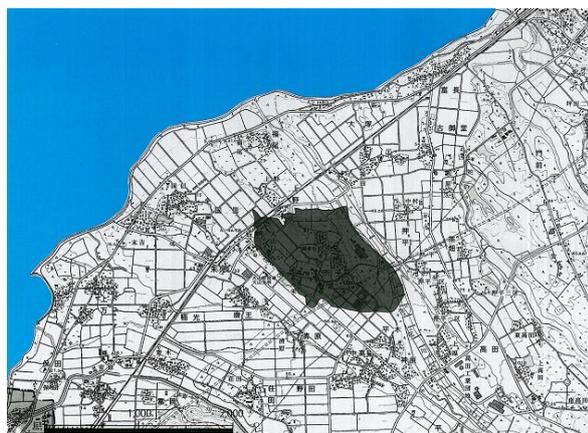
くの村々で行われてきたことを示している。

大山北西麓の集落の構えには、丘陵地上の南北の傾斜地を流れる水路を軸とする集落と旧街道や沿岸沿いに東西方向を軸とする集落の2形態がある。所子集落は前者であり、南に位置する平木集落付近の阿弥陀川から引いた所子井手（大口井手）とその分水に沿って、南北に家屋が配置される形態をとっている。これは水田へ引水する用水路及びその分水路を生活用水や防火用水として利用するという実質的要因による規制を受けた結果として形成された集落構えである。近世前期までの所子村（上の家屋群）は、この典型的な形態を留める村構えであった。

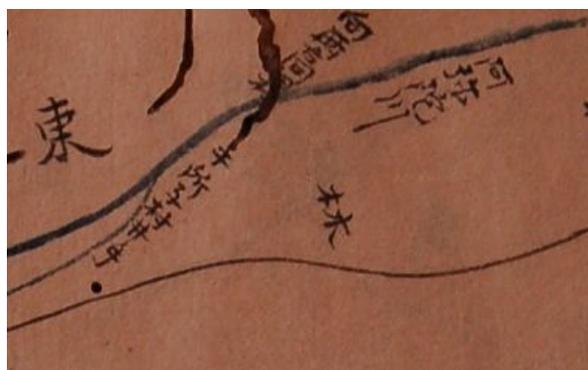
この大山北西麓の緩傾斜の丘陵地上に位置する農村の典型である所子集落に、他の農村にない要素が加わって、特徴的な町並みが形成されはじめたのは、近世中期初めのことで、大庄屋門脇家の出現に起因するものである。阿弥陀川で汗入郡を2分し、東側を東構、西側を西構とし、鳥取藩によりそれぞれに大庄屋が置かれたのは、寛永10年(1633)のことであった。

寛文5年(1665)に柏屋（屋号）の次男として生まれた門脇三右衛門(1695年没)は、分家後に農業や商売に注力し、門脇家の基礎を築いた。2代目、嘉七(1727年没)の時に書き記された『田畑買覚帳』（元禄16年～享保11年(1703～1726)）によれば、13年間で数十町歩に及ぶ田畑の集積があったことがうかがえる。その後も田畑の集積を続け、寛延三年(1750)の『田畑高寄帳』では、五十町五反四畝六歩、石高726石余の所持高があったことがわかる。三代目の本右衛門秀盛(1785年没)の時、宗旨庄屋を9年間にわたり努めた後、鳥取藩から汗入郡西構の大庄屋に任用された。そして、大庄屋として9年目を迎えた明和6年(1769)、所子村北側の坊領道と所子井手（井手下流域）に面した場所に、大型の主屋を建立した。この主屋は、豪農としての居宅と大庄屋の役宅を兼ね備えた造りである。

豪農として成長した門脇家（本門脇家）の周辺には、分家である南門脇家をはじめ、



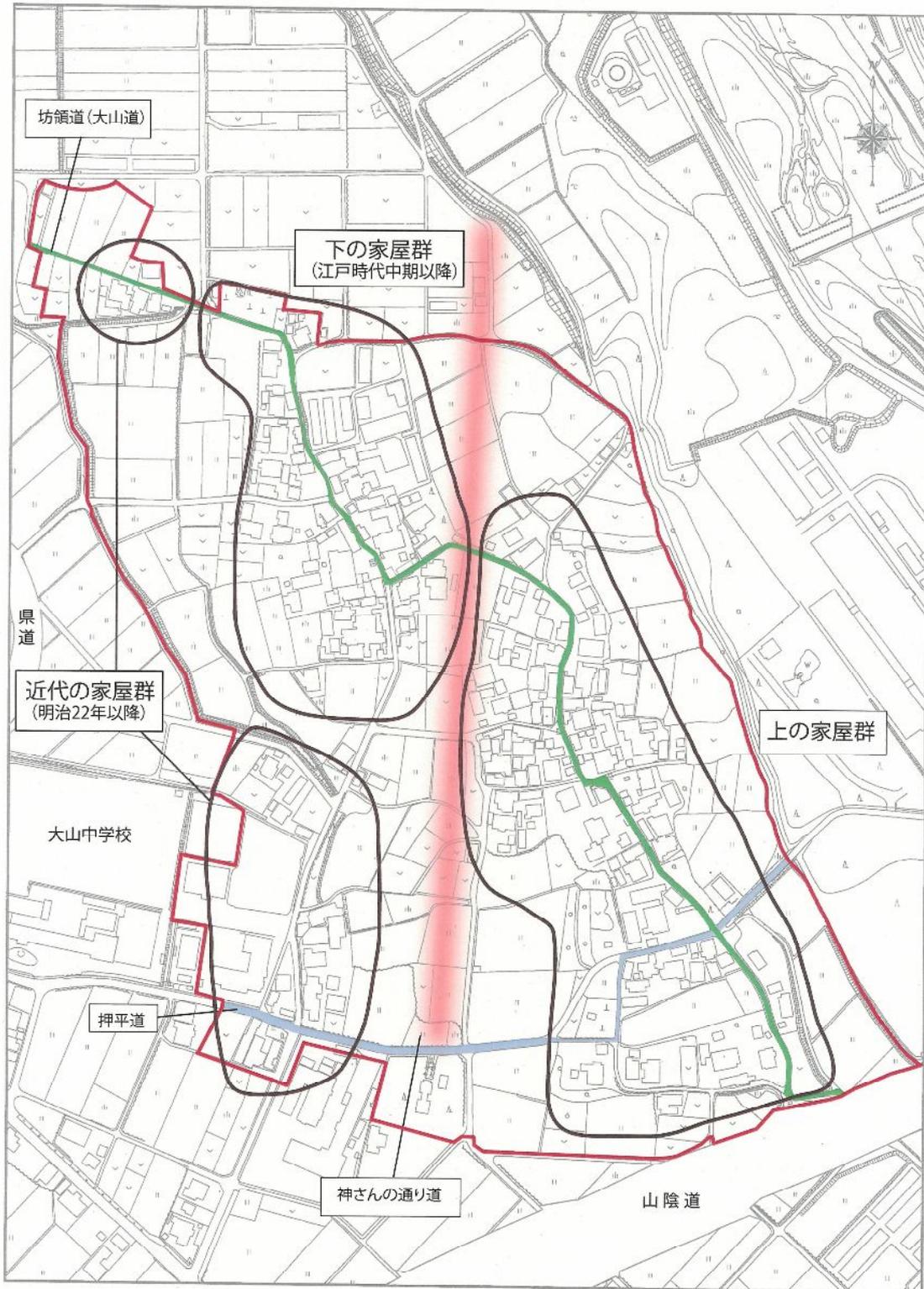
江戸期の所子村の範囲



所子井手の阿弥陀川取水口（文政10年）



門脇家住宅(重要文化財)



所子の三期にわたる家屋群の形成と配置

0 10 20 30 40 50 100(m)
1:2500

安永7年(1778)には山崎家などの家屋が建ち始め、文政元年(1818)東門脇家、明治には西門脇家などの各家が主屋を構えるなど次第に戸数が増えていった。下の家屋群は、このような過程により、門脇家住宅（重要文化財）を核として北に向かって所子井手並びに坊領道沿いに家屋群が形成されていった。本門脇家及び分家群は、墓地を別に設けるなど、所子村の構成員でありながら、一方では大庄屋や地主層集団として半ば独立的な集団でもあった。上と下の家屋群は、各々少し離れており、賀茂神社から真っ直ぐ北に伸びる帯状に広がる田畑が、両家屋群を二分している。この田畑の空間は、「神様の通り道」と呼ばれ、「ここに家を建ててはならない」と今日まで言い伝えられてきた。これは、集落形成の過程で歴史的経過に基づいて上・下の家屋群を分けた双分線であり、自治組織は一つでありながら、近世後期において典型的な農村に豪農及び地主層の主屋を中心とする家屋群が加わった所子特有の町並み（下の家屋群）が形成され、双子の家屋群という独特の農村景観が生まれることになった。

近代の所子と行政村

明治になると、廃藩置県により鳥取藩を廃止して鳥取県が設置され、翌年には百十二区制が布かれて庄屋・名主が廃止された。次いで戸長役場制が導入されて、所子他18ヶ村の連合村が成立した。明治22年の町村制施行により、同年11月に所子村と周囲の11ヶ村（平木村、神原村、中高村、野田村、清原村、唐王村、末長村、末吉村、国信村、福尾村、上野村）が合併して、初めて行政村としての「所子村」が誕生した。明治23年当時は、村の形態に変化はみられないが、交通の要（坊領道、押平道が交差）であった所子に木造瓦葺きの村役場や駐在所が置かれ、明治40年に集落の南西に村立精華尋常小学校（後に所子小学校）が建てられると、近代行政村の中心地としての新たな町並みの要素が加えられていった。その一方では、明治末から大正時代にかけて進められた神社合祀に伴って、明治42年には所子字神田にあった糺神社が賀茂神社へ合祀されたほか、所子に祀られていた21社すべてが合祀され、その形跡を残すことになった。



所子村役場

産業では、明治29年頃から所子でも養蚕業が盛んになり、長屋門や主屋の二階等を利用して飼育され、この頃に居住の空間利用のあり方が少し変化し、「養蚕場」と呼ばれた小屋などが、各屋敷構えに加わっていった。その後、水田を桑畑に切り替えるなど盛行した養蚕業は、戦後の米国などの安価な綿などの搬入品によって大打撃を受け急速に衰退し、昭和30年代頃には、ほとんどの家屋で養蚕業を廃業し、稲作などを中心とする農業へ戻っていった。

大正期には、大正7年に所子郵便局が開局し、大正8年には数軒が坊領道に沿って下の家屋群の北側に取り付く形で建築され、小規模な家屋群が加わった。大正15年9月17日には、山陰本線大山口駅が開設したことで、それまで海運の窓口である淀江港や淀江駅で荷を降し、所子まで大八車や人夫の力によって運ばれていた建築部材や瓦の搬送が

飛躍的に改善された。人々で活気付いた駅前通りは整備され、駅前から所子付近にかけて、周辺人口の増加がおこり、新たな自治会（大山口、栄）も形成されていったが、所子集落自体の人口の変化はほとんどなかった。

昭和期には、昭和7年から昭和30年にかけて、村役場や精華尋常小学校の前の通りの押平道に面して、数軒の黒瓦葺きの家屋が建てられ、小規模な家屋群が水路沿いに新たに形成された。また、この頃から葉タバコが所子でも栽培され始め、11棟の乾燥場が建築された。昭和41年には10軒が作付けを行っていたが、高齢化や人口減少などに伴って次第に栽培農家が減少し、現在は1軒となっている。

行政村の所子村は、昭和30年(1955)9月には高麗村と合併、さらに同年11月には大山村と合併して「大山町」が誕生した。次第に政治や地域経済の中心は大山口駅前地域へと移り、所子村は再び農村集落として町並みをとどめるに至り、現代を迎えている。

このようにして、所子では近世以降、三期にわたる段階的な町並みの形成が行われてきた。

(注1)「中国地方の荘園」『日本荘園史9』吉川弘文館1999年発行

(2) 保存地区の現況

所子集落は、近世初期に所子井手に沿って成立した近世の村「上の家屋群」と地主層の独立的家屋群「下の家屋群」からなる双分的な集落の形態を母体に、明治以降に上の家屋敷の西側に形成された行政施設を中心に建てられた家屋群等を加えた近代的要素が加わった農村集落である。

2013年3月31日現在、人口243人、68世帯の集落であり、天保14年(1843)の「汗入郡所子村地続全図」に描かれている家形数(66戸)や明治絵図の宅地数(79件)と比較してもわずかな増加にとどまっており、近世以降の段階的な三期にわたる過程で形成された農村景観が今に伝えられている。

集落の基幹をなす農業は、就労人口の多くが大山町に隣接する商業都市である米子市の周辺で就業しているために、農家の大部分が兼業農家となっている。近年は少子高齢化に伴って農業後継者の減少が進んでおり、農業の担い手の育成が課題となっている。

所子集落の近隣では、昭和49年度と51～52年度に圃場整備が行われており、これに兼業化や農業近代化の流れもあいまって農村風景は大きく変化し、昔ながらの水路や田畑の形状が残る農村風景が失われていった。その一方、所子集落では、圃場整備による改変がほとんど行われなかったため、昔ながらの姿を留める田畑や井手(水路)の景観が良好に残ることとなった。

現在、所子集落内には、重要文化財に指定されている門脇家住宅をはじめ、県指定保護文化財の南門脇家住宅、国登録有形文化財である東門脇家住宅、美甘家住宅があり、歴史的風致の形成に大きく寄与している。また、門脇家住宅(重要文化財)の一般公開

が、年2回行われており、鳥取県内はもとより近隣県や関西方面などから多くの見学者が所子を訪れている。

(3) 保存地区の特性

保存地区は、近世所子村の村域のうち、所子集落の南に位置する賀茂神社付近から、集落の北に位置する下の墓付近までの伝統的な井手（水路）や道が残る範囲を中心とした約 25.8ha の区域とする。賀茂神社の南東、約 500m に位置する平木集落付近の阿弥陀川を取水口とし、緩やかな傾斜を利用して南北方向に伸びる所子井手沿いに形成された「近世初期頃から形成された上の家屋群」、「近世中期以降に形成される下の家屋群」、また、賀茂神社の西を清原集落方面から流れてくる新田井手（現在の向田井手）沿いに形成された「近代以降に形成された家屋群」の3つの形成期を持つ家屋群で構成され、その周囲に分水路がめぐる水田や畑が配置される。圃場整備されていない農地・井手・道は、基本的に江戸時代から地割を現代によく伝え、伝統的な水利利用を残した農村集落である所子は、南北に長く実質的な水利に制約を受けながら井手に沿って形成されていったことが特徴であり、景観は大きく3つに分けられる。

【上の家屋群の歴史的風致】

上の家屋群は、集落の南東側に位置し、美甘家を中心として近世初め頃までに形成されていたと考えられるところで、近世の所子村の母体となる家屋群である。この家屋群の歴史的風致は、後井手沿いの景観と所子井手沿いの景観から形成される。

■後井手沿いの景観

上の家屋群の南側は、大山から吹き下ろす強い南風を直に受けることが多い。このため、美甘家よりも南側の坊領道又は後井手沿いに面する屋敷地には、東や南、西側から吹き込む風を防ぐために、ツバキ、タブ、コウヤマキ等の常緑樹の生垣又は屋敷林を植えている。また、この常緑樹は、土塀と同じ目隠しや土地の境界の目印、防火という役目も担っている。なかには、80cm程度の盛土に常緑樹を植える屋敷地もみられる。

後井手沿いの家屋配置は、道沿いにめぐる生垣又は屋敷林等から前庭空間を設けて、切妻造の主屋（直屋）が建つ屋敷構えが多くみられる。屋根瓦は、黒瓦やいぶし瓦が葺かれている。また、蔵や厩舎等の付属屋は、平入、切妻造で主屋の裏側又は横側に配置されるものが多い。昭和前期以前に建てられた塀は、ほとんどみられないことから、伝統的には生垣又は屋敷林で敷地が画されていたと考えられる。

また、現在は後井手沿いには5ヶ所に洗い場がみられる。

■所子井手沿いの景観

上の家屋群の美甘家よりも北側の家屋配置は、住民が主要道として利用する坊領道沿い又は所子井手沿いに蔵や厩舎等の付属屋を配置し、前庭空間を設けて、切妻造の主屋（直屋）が配置される屋敷構えが多くみられる。敷地が密に隣接するため、巨木になる屋敷林はわずかにしかみられない。また、現在は塀を設ける屋敷地もあるが、大正期や昭和30年頃には竹垣や柴垣であったところが多く、屋敷周りには生垣

や垣等が中心であったものが、次第に塀に変わっていった。

この区域では、付属屋は、平入、切妻造で、その配置は、敷地の広さによって制限を受けることが多い。このため、主屋の周囲に付属屋が配置されるが、建築物の種類の違いによる配置のきまりはみられない。水路沿いでは、敷地内に井手水を引水して、食用又は鑑賞用の鯉を飼育するための石積方形の庭池を設けている屋敷が多く見られる。

また、井手沿いには3箇所の水車場跡のほか、11箇所で見られるなど、日常生活の痕跡をとどめている。

【下の家屋群の歴史的風致】

下の家屋群は、上の家屋群の北西側に位置し、江戸時代中期以降に、茅葺の門脇家住宅（重要文化財）とその分家を中心として、所子井手並びに坊領道沿いに、下の墓までの間に形成された家屋群である。

現在の景観としては、屋敷地を土塀で囲い、前庭空間を設け、主屋（寄棟又は直屋）を配する屋敷が多く見られるのが特徴である。本来は、上の家屋群のように屋敷地の周囲に屋敷林が植えられていたが、明治時代以降に道や所子井手に沿って土塀が造られていったようである。

下の家屋群では、道に面して表門や冠木門、又は長屋門形式の門をもうけ、前庭を配して平入の主屋（寄棟又は直屋）が建つ。付属屋の配置は、主屋を中心として周囲に配置されるが、茶室や離れなどの客間等は、オクノマの庭園に接するように設けられている。蔵は基本的に主屋の裏手に配置される。土塀は、小屋や蔵等の建築物と一体的な連続性を構成しているものが多い。

また、屋根には安山岩の棟石をのせたり、黒瓦やいぶし瓦のほか、赤瓦で葺いた主屋が数軒見られる。明治以降に建築された土蔵や長屋門の瓦には、赤瓦が使われ、棟石も来待石で作られたものもある。

水路沿いでは敷地内に井手水を引き込んだ庭池があり、洗い場は、敷地内や水路沿いに設けられたものなどが7ヶ所に見られる。また、井手沿いには水車が4ヶ所設けられていたことが知られている。

【近代以降に形成された家屋群の歴史的風致】

明治22年以降に形成された家屋群は、近代の所子村役場を中心に新田井手（向田井手）及び賀茂神社の前を流れる水路沿いの田畑を屋敷地に造成して形成された家屋群と、下の墓の西側に田畑を屋敷地に造成して形成された家屋群からなる。

下の墓の西側に位置する家屋群は、大正期頃から形成されはじめ、村役場の近くの家屋群は、人々の往来が増えた昭和初頭に家屋群が形成された。

道に面した通りには、基本的に長屋門はなく、平入りの主屋が建ち、付属屋の厩舎

等の建築物が見られる。棟石は無く、主屋の屋根瓦は、黒瓦やいぶし瓦である。

所子では、大正期までは棟石をのせる家屋が見られるが、昭和期になると棟石から瓦積へと変化していった。また、溜池を利用した池が1カ所あるのみで、井手から屋敷内に引水する庭池は見られない。

【屋敷林と土塀】

上の家屋群では、江戸時代から屋敷周りに常緑樹を植えて、風避けや防災、屋敷内の目隠しや土地境界の標示が行われてきた。江戸時代の美甘家の家相図に描かれた藪は、屋敷林のような自然木が屋敷周りにあったことを示している。天保14年の近世絵図には、土塁状のものが描かれており、現存する美甘家の屋敷林と一致する。自然の緑地帯とは絵図の表示が異なっていることから、管理された樹木であったと考えられる。自然の緑地帯は、上の家屋群の南側に家屋を囲むように多く存在し、美甘家よりも北側ではほとんどみられない。このことから、上の家屋群の南側では風避けの自然木としての役割が大きかったようである。

塀を形成するようになるのは、明治時代以降と考えられる。美甘家の庭塀は明治期であり、それ以後に広く普及したと考えられる。

下の家屋群では、門脇家住宅（重要文化財）の屋敷周りに巨木が植えられている。この巨木は主屋の屋敷取りであったことが伝えられている。また、明治時代にはいると、藪や屋敷林に変わって土塀が作られるようになり、塀が用いられるようになっていった。南門脇家の普請帳には、明治38年に南面土塀、明治39年西面土塀が作られていることが記されており、明治以降に土塀を造る家屋が増えていったようである。

【墓地の形成】

所子には、上の家屋群の南端に位置する「上の墓」と下の家屋群の北端に位置する「下の墓」の2箇所の墓地が存在する。

「上の墓」は、本門脇家及び分家を除いたほとんど全戸が使用しており、共同墓地とも呼ばれている。

一方「下の墓」は、本門脇家と分家を中心とした墓地で、「下の家屋群」の形成期に造成されたものである。これらの墓地の状況からも、「下の家屋群」が形成される以前には「上の家屋群」が中心的な家屋群であったことが知られる。

また、上・下の墓とも石垣で囲堯されており、「上の墓」の石垣は乱積が用いられ、「下の墓」には並亀甲積・算木積が用いられるという違いが見られる。

（4）伝統的建造物群の特性

保存地区内の伝統的建造物は、農村の構成要素である主屋と付属屋（土蔵、厩舎、長屋門等）、社寺建築で構成される。建築物の多くには棟上げした当時の棟札が残り、建

築年代や大工名など建立に係わる普請記録が数多く確認されている。賀茂神社や民家の棟札から 17 世紀には備前大工が主体となって普請が行われたが、所子では 18 世紀以降は米子大工や汗入郡大工が主流となったことがわかる。そして、明治時代になると、石州大工が中心となって普請が行われたことが確認された。また、南門脇家では、普請帳から大正期には神社境内地の材木が広く流通し、民家普請の材として使用されていたことが確認されている。

【民家建築】

江戸時代の主屋は、平屋の茅葺又は草葺が主流で、太い梁は、近隣の山や神社境内等の大木が利用されてきた。また、主屋は平屋が多く、二階建の場合には多くが厨子二階である。構造材である梁には、曲線のある材が大正期頃まで多く用いられている。

明治時代以降に瓦が普及し、草葺平屋から瓦葺二階建てへの改築が行われていったため、現在、集落内で茅葺が残るのは、門脇家住宅（重要文化財）だけである。

■ 主屋

1) 間取

主屋の間取は、二列五間取の形式と三列七間取の形式が多くみられる。オクノマ（オモテ）、ヒロマ、ザシキ、ヘヤ、ダイドコロ（リョウマ）で構成される二列五間取の形式に対して、三列七間取の形式はオクノマ（オモテ）、ブツマ（ゲンカン）、ヒロマ、ザシキ（イマ）、カミノヘヤ（オクノヘヤ）、ヘヤ、ダイドコロ（リョウマ）で構成される。門脇家住宅（重要文化財）のような大きな民家では、三列七間取が発展した九間取以上の部屋数がみられる。

仏間は、二列五間取の家屋には、オクノマの床間を二分する形で作られているのに対し、六間取り以上の家屋には、現在はブツマを設けて式台を付け、大戸口とは区別し、「ハレ」の行事（結婚式や葬式）の場合の出入口としての機能をもたせていることも特徴である。

土間（ニワ）は、大きな梁を見せ、ヒロマやザシキに接している。南北方向に通ずる坊領道に平行して主屋が建立される場合がほとんどであるが、南北方向に棟が伸びる主屋は、土間（ニワ）を北側にとり、庭園等がある客間（オクノマ）を南側（大山側）に設けることが特徴である。坊領道の東側の主屋は左勝手に対し、西側の主屋は右勝手となる。東西方向にのびる主屋では、土間の配置に決まりはないが、陽当たりの良い方角に客間を配置させることで、西側に配置する場合は、右勝手、東側は左勝手となる。特に正面入口を東向又は西向とする主屋では、南にそびえる大山を意識して建てられていることが特徴である。

2) 屋根の構造

屋根構造は、切妻造が基本である。現在、門脇家住宅（重要文化財）一棟のみに寄棟造がみられる。屋根葺材は、茅や瓦で構成されており、瓦葺では 20～30 度の屋根勾配

が一般的である。かつての主屋は、ほとんどが草葺屋根であったが、明治時代以降から昭和時代前期にかけて、所子から東に 6.5 km 離れた真子川下流域で生産された真子瓦（明治時代初期から昭和 60 年頃まで生産）が、所子の家屋などに広く供給されるようになったため、次第に黒瓦やいぶし瓦を用いた瓦葺に変わっていった。

棟石をのせる主屋もみられる。棟石は、伯耆地方から出雲地方にかけての範囲で見られるもので、石材には安山岩又は凝灰岩質砂岩（来待石）が使用されている。伯耆地方では、凝灰岩質砂岩の棟石をのせるようになるのは、明治時代以降である。棟石をのせた民家は、大屋根を支える太い梁が用いられている民家である。

また、門脇家住宅（重要文化財）や美甘家住宅（登録文化財）では、屋根に煙出しがみられる。

3) 外壁・外観建具

主屋外壁は、真壁造、漆喰塗（白漆喰塗、鼠漆喰塗）又は板壁（腰板、下見板張等）が基本として用いられており、昭和初期以降に海鼠壁を施したところもみられる。引戸等の外観建具は、木製が一般的である。

■ 蔵

1) 構造

木造、平屋又は二階建を基本とする。妻入、平入がある。妻入は、下の家屋群で多くみられ、明治時代から大正時代の蔵にみられる。また、所子では 1 例であるが、松板を横に組む井籠組の構造をもつものがある。

2) 屋根の構造

屋根構造は、切妻造が基本で、昭和前期以前では置屋根が一般的な形式である。屋根の勾配は 20～30 度である。瓦は、明治時代から大正時代にかけて島根県の石州瓦（赤瓦）が、所子の土蔵や厩舎等に用いられたため、明治時代以降に建てられた土蔵や屋根瓦を葺き替えた土蔵は、赤色の石州瓦が用いられているものが多い。

3) 外壁

土蔵の外壁は、漆喰塗（白漆喰塗）が基本として用いられており、下見板張を周囲にめぐらす場合が多い。昭和初期頃に流行した海鼠壁や鰻絵と呼ばれる装飾を施したものもみられ、これらは昭和初期頃のものも多くみられる。

戸前石は、閃緑岩又は安山岩が用いられ、1 階の土戸は観音開きで、二階の窓は方形（角窓）で、鉄格子を入れる場合もある。また、片開きの土戸が一般的である。

■ 厩舎

1) 構造

厩舎は、二階建、平入を基本とする。一階部分に 2～3 頭の牛を飼育する部屋を設け、二階に糞を置く部屋を設けている。

2) 屋根の構造

屋根構造は、切妻造が一般的で、瓦をのせる。屋根の勾配は、20～30度で、瓦は黒瓦やいぶし瓦が多く用いられる。明治時代以降では、赤瓦（石州瓦）や棟石に凝灰岩質砂岩（来待石）が用いられるものもある。

3) 外壁

外壁は、板壁又は漆喰塗が基本として用いられており、下見板張を張るものもある。

■長屋門

1) 構造・配置

長屋門は、二階建を基本とする。納屋や厩舎等と門を組み合わせたもので、道沿いの表通りに配置される建築物である。門は道に対して右側にも左側にも設けられるが、道から門をくぐり、主屋の土間や仏間（式台）に真っ直ぐ客人を通せるように配置されている。

2) 屋根の構造

屋根構造は、切妻造が一般的で、瓦をのせる。屋根の勾配は、20～30度で、瓦は黒瓦やいぶし瓦が多く用いられる。明治時代以降では、赤瓦（石州瓦）や棟石に凝灰岩質砂岩（来待石）が用いられるものもある。

3) 外壁

外壁は、漆喰塗（白漆又は鼠喰塗）が基本として用いられており、下見板張を周囲にめぐらしているものもある。

【社寺建築】

■賀茂神社

賀茂神社は、所子に残る唯一の神社で、明治時代以降に周辺地域の神社を合祀した。当社には、江戸時代前期に遡る慶安6年（1653）再建の棟札が現存しているが、大正3年（1914）に遷宮により、新たに造営されたものである。

本殿は一間社流造、屋根は大正初期には千木をのせた檜皮葺であったが、現在は銅板葺である。外側四方に擬宝珠高欄付きの縁を巡らし、向拝に浜床と木階を設ける。向拝は海老虹梁で繋ぎ、虹梁の上に手挟みを配する。

幣殿も大正3年に建造されたものである。桁行3間、梁間2間、入母屋造、銅板葺であるが、本来は檜皮葺であった。向拝柱は頭貫で繋ぎ、虹梁はつくらない。身舎正面は双折棧唐戸をもうけ、側面は舞良戸、天井は格天井である。

隨身門は、切妻造、棧瓦葺で、棟石に来待石をのせる。井桁に組んだ土台の上に角柱を建て中央の通路に向かい合わせに隨身像を置く。天井は格天井である。

【堂宇建築】

■延命地藏堂

所子村内にはかつて、上の墓地内に村堂（信塚山観音寺村堂）があつて、汗入郡三十三番観音霊場の札所であつたが、現存していない。このため、現存する堂宇は、下の墓地内にある延命地藏堂のみである。

延命地藏堂は、昭和 14 年（1939）に建立されたもので、宝形造の頂部に宝珠を付け、正面に入母屋造で妻入りの向拝を付設する。身舎は桁行三間、梁間四間で火灯型の格子窓を設ける。板扉は、上部に目の細かい縦格子欄間を嵌める。

【工作物】

■門

所子では、現在では門を設ける家屋と設けない家屋がある。門には、屋敷地の表や裏に設ける門と塀に添えて建つ露地門がある。

屋敷地の表や裏に設けられる門は、3種類みられる。表や裏に設けられる門のうち、単独で建てられる門は、屋根を設ける表門又は裏門と木柱を両側に建て注連縄を張った冠木門がある。また、門長屋のように厩舎や納屋と門が一体となって建築される門がある。門をもうけない家屋は、冠木門の機能が、失われたためと考えられる。

一方、露地門は、屋敷地内にある庭園を囲う塀や、屋敷周りの塀に伴う簡易な門として用いられる。

■塀・垣

塀は、土塀や板塀がある。土塀は屋敷周りを囲うものとして用いられる。板塀は、庭園を囲う場合若しくは屋敷を囲う場合等に用いられる。

垣は柴垣や竹垣がある。大正時代から昭和前期にかけて庭園や屋敷周りに利用された。

■屋形

屋形は、風雨から井戸を覆うための井戸屋形がある。切妻造、四脚の簡易な構造で屋根に瓦をのせる。

■石造物・石仏

石造物や石仏の材質は、主として安山岩、来待石、花崗岩が用いられている。

江戸時代以前は、石仏、石祠、灯籠、井戸、石橋、石段、洗い場等の石材は近くの阿弥陀川で産出される安山岩を使用したものが用いられてきた。また、賀茂神社に延享三年（1746）に寄進された石造鳥居は、石材に花崗岩が使用されている。

明治時代以降には、来待石（凝灰質砂岩）が一般に普及したこともあり、それ以降の灯籠や石祠等には来待石製のものが多く見られることが特徴である。

■石垣・石積護岸

石垣や石積護岸の材質は、江戸時代から近代にかけて主に安山岩が用いられている。

19 世紀にはすでに水路護岸や墓地の石垣等に、玉石積、並亀甲積・算木積が用いられ

るようになった。特に並亀甲積は、門脇家住宅（重要文化財）の水車小屋（19世紀）の護岸や墓地石垣にも使用されており、1800年代以降には利用されたことがうかがえる。

■庭池（方形）

食用又は鑑賞用の鯉などの魚を飼うために設けられた庭池は、安山岩を用いて石積み方形に造られたものが多い。庭池は、井手水を宅内に引水、排水するため、井手水路側の角に設けられたものが多く見られる。

（5）特定環境物件の特性

保存地区内の特定環境物件は、庭園、庭池（不定形）、屋敷林及び境界木、生垣、溜池、井手の流路がある。いずれも農村集落の形成又は屋敷地の空間を構成する自然要素として欠かせないもので、生活にも密着したものである。

【特定環境物件】

■庭園

主屋のオクノマに面して、庭園が設けられている家屋が多い。庭園は主屋に伴って造られたり、離れや茶室の露地のように普請に伴って設けられるものがある。また、庭園には、飛石があり庭池が設けられる場合もある。

■庭池（不定形）

庭園等に設けられ、周囲を安山岩等の石で囲むが、形が不定形な庭池である。オクノマなどの客間から見渡せる場所に配置され、鑑賞用の庭池として用いられた。

■屋敷林・境界木・生垣

屋敷林は、現在は集落の南側に2カ所みられる。かつては、集落の内部にもあったようである。屋敷地の周りを囲むように配置され、土地の境界木や防災の役目も担っていることが特徴である。江戸時代には多くの屋敷で用いられていたようで、明治時代以降に道路に面した部分を中心に塀に変わっていった。

生垣は、墓地や屋敷地の一部で用いられているもので、石垣を伴うものである。土地の境界や目隠しの役目をもつものである。

■溜池・流路

溜池は、渇水対策など農業において必要なものであり、近世には前田堤、堂田堤等のかつては大小あわせて6カ所に設けられた。現在は堂田堤、前田堤、笠原堤の3カ所だけが残されている。また、字片吹、場正免及び垣ノ内の埋められた溜池には、堤の痕跡が土手状に残されており、その歴史を伝えている。これらは、いずれも素掘りで形や大きさも様々である。

井手の流路は、村から南へ離れた井手口（取水口）から取水したものが、集落の周辺で、分岐し、用水として田畑に行き渡るもので、農村を支えた生命線であると同時に、その幹線は、家屋群の間を通っており、使い川とも呼ばれた。また、その水は、防火用

水としても使用され、流路沿いには洗い場があり、防火のための堰止め用の堰板も置かれている。豊富な水流をたたえており、この流路が農村の景観に大きく関わっている。流路は変わっておらず、その地割りとともに昔ながらの農村の歴史を伝えている。

(6) 保存の方向

ア) 伝統的建造物群の保存の基本理念

保存の基本理念は、所子に残る井手や道に面する伝統的建造物群を伝統的建造物群保存地区として保存・整備し、将来にわたって住民の文化的向上を促し、豊かな生活の維持をはかりながら、後世に伝えていくこととする。

イ) 伝統的建造物群の保存の基本方針

保存の基本方針は、農村の歴史的風致を形成する基礎となる伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境（庭池、境界木及び屋敷林、庭園、生垣、溜池、流路）を保存していくことを基本とする。伝統的建造物群は、「上の家屋群」、「下の家屋群」、「近代以降に形成された家屋群」及び「社寺」等とし、保存をはかる対象とする。

保存範囲は、天保 14 年の「汗入郡所子村地続全図」・明治 23 年の「鳥取県伯耆国汗入郡所子村大字所子村絵図」と現状地形の比較から井手や道、溜池、敷地など伝統的建造物群と一体をなす環境が残っていることが認められる範囲とする。この範囲内においては木造二階建て以下の低層の建物によって、江戸時代から昭和 30 年頃までの農村の歴史的風致を伝えていくことを基本方針とする。

ウ) 保存の対象と方法

①主屋等の伝統的建造物

伝統的建造物（特定建築物・特定工作物）の外観については、保存をはかるものとする。基本的な考え方として、昭和 30 年頃までに建築された建造物を保存をはかる対象とする。

②社寺の伝統的建造物

神社や堂は、集落内において住民あるいは所有者で保持されてきた伝統的建造物であり、農村の歴史的風致に大きく寄与しているものであることから、外観について保存をはかるものとする。また、灯籠や小祠、鳥居等も一体として歴史的風致を形成しているため保存をはかる対象とする。

③流路・洗い場・庭池等

井手は、農村の歴史的風致を構成する重要なものであり、農業や日常生活と深く関わりを持つものであることから、かつてあった水の流れを特定し、流路を保存することで後世に伝えていくべきものとする。また、井手を利用して造られた庭池、洗い場も生活や文化様式を伝えるものであることから保存をはかる対象とする。

④屋敷林・境界木等

敷地の境界に植えられた常緑樹は、土地境界の履歴を知るうえでも大切である。また、巨木が並んだ屋敷林は土塀、板塀と同じ役割を持ち、防火・防災機能を兼ね備えていることがあげられる。これらは歴史的風致を形成する要素として大きく寄与しており、枝打ちや害虫駆除等の管理を行いながら保存をはかる対象とする。

⑤地割り（敷地、井手の流路、道、溜池）

天保 14 年(1843)「汗入郡所子村地続全図」・明治 23 年「鳥取県伯耆国汗入郡所子村大字所子村絵図」に見られる敷地、井手の流路、道、溜池などの形状を伝えていく配慮をする。

⑥墓地の石垣

墓地（上の墓、下の墓等）の周囲を大きく区画している石垣は、安山岩等の伝統的な材質が用いられ、所子の町並みの景観に大きく寄与するものであるため、保存をはかる対象とする。ただし、その他の個人墓石及び個人墓地区画については、保存をはかる対象とはしない。

(7) 保存の内容

ア) 伝統的建造物

保存地区内において昭和 30 年頃までに建築された建造物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる主屋、土蔵、厩舎、長屋門等の屋敷建築並びに社寺建築の建築物、門、塀、屋形、石橋、井戸、灯籠、石仏、石段、石祠、洗い場、石垣、庭池（方形）等の工作物を「伝統的建造物」とする。その決定は、別項に示すものとする。

イ) 特定環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる庭池（不定形）、屋敷林及び境界木、庭園、生垣、溜池、地割を形成する井手の流路を「特定環境物件」とする。その決定は、別項に示すものとする。

ウ) 許可基準

保存地区内において伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を守るための基準として「許可基準」を定めるものとする。

エ) 修理基準

保存地区内にある伝統的建造物の外観修理については、「修理基準」を定めるものとする。また、特定環境物件の現状維持及び復旧についても同様とする。

オ) 修景基準

保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作物の新築、改築、移転等に係る外観の修景については、「修景基準」を定めるものとする。ま

た、特定環境物件以外のその他の環境物件について、歴史的風致を損なわないよう修景するための同様の基準を定めるものとする。

3. 保存地区における伝統的建造物群を構成している特定建築物、特定工作物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる特定環境物件の決定。

(1) 伝統的建造物

昭和 30 年頃以前に建てられた建造物で、次に示す特定建築物及び特定工作物を伝統的建造物とする。

| | |
|----------------|-----------|
| ア) 特定建築物 | 別表 1 のとおり |
| イ) 特定工作物 | 別表 2 のとおり |
| ウ) 伝統的建造物に係る図面 | 別図のとおり |

(2) 特定環境物件

特定環境物件は、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要な物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物及び土地等のうち、次に示す物件とする。

| | |
|----------------|-----------|
| ア) 庭池（不定形） | 別表 3 のとおり |
| イ) 屋敷林及び境界木・生垣 | 別表 3 のとおり |
| エ) 庭園 | 別表 3 のとおり |
| オ) 流路及び溜池 | 別表 3 のとおり |
| カ) 特定環境物件に係る図面 | 別図のとおり |

4. 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

保存地区内には比較的良好に原状を維持している建造物（建築物・工作物）が多くみられるが、改築や経年風化等により老朽化や破損あるいは所子の歴史的風致と調和しない建築物・工作物もみられる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区にふさわしい外観に改善することが可能である。このことから地域住民の理解協力のもと生活環境の向上と防災機能の改善を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物等についての修景をすすめ、保存地区全体の歴史的風致の改善を行うことで所子地区の価値を高めていくことを保存整備の方向性とする。修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存会と連携して、計画的に保存整備を進めることとする。

(2) 伝統的建造物の修理

- ①伝統的建造物の保存整備については、主としてその外観を維持するため、別に定める修理基準（別表5）に基づく修理とする。
- ②伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、修理等履歴調査（痕跡調査）を行い、現状維持又は可能なかぎり復原するための修理を基本とする。
- ③保存修理にあたっては、構造耐久力上必要な部分を補強、修理し、耐震性等防災機能の向上をはかるように努める。
- ④この基準に適合しないもので、農村集落の性格上欠くことができないと判断される場合には、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の承認を得るものとする。

（3）伝統的建造物以外の建築物、その他の工作物等の修景

- ①伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準（別表6）及び許可基準（別表4）を適切に運用して修景を行う。
- ②この基準に適合しないもので、農村集落の性格上欠くことができないと判断される場合には、保存審議会の承認を得るものとする。

（4）特定環境物件の現状維持及び復旧

- ①特定環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める修理基準（別表4）に基づき保存整備に努める。
- ②この基準に適合しないもので、農村集落の性格上欠くことができないと判断される場合には、保存審議会の承認を得るものとする。

（5）特定環境物件以外のその他の環境物件の修景

- ①その他の環境物件については、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準（別表5）及び許可基準（別表4）を適切に運用して修景を行う。
- ②この基準に適合しないもので、農村集落の性格上欠くことができないと判断される場合には、保存審議会の承認を得るものとする。

5. 保存地区を保存するための必要な拠点施設及び防災設備並びに環境の整備計画

（1）拠点施設等

各種情報の発信、見学者などとの交流、調査研究などを行う拠点としての施設の整備をはかるとともに、その活用を努める。また、保存地区の歴史的風致に対する理解を促し、保存の意識を啓発するために、必要な標識や案内板等を設置する。

(2) 防災計画策定及び防災施設等

保存地区の建造物の多くは木造建築であり、災害から建造物等を守るため、総合的な防災計画（仮称：大山町所子伝統的建造物群保存地区防災計画）を早期に策定するものとする。また、次に掲げる事項について取り組みをはかる。

- ①災害を防ぎ被害を最小限におさえるため、保存地区住民に対する防火・防災意識の啓発に努めるとともに、消防署や自主防災組織等と連携した消防訓練、防災訓練の推進をはかる。
- ②災害時の緊急連絡や各種情報の伝達を迅速に行うため、防災行政無線をはじめとするあらゆる緊急情報伝達手段の活用をはかる。
- ③災害に強い保存地区づくりを進めるため、震災や消防設備等の充実をはかる。

(3) 環境の整備等

保存地区において、歴史を活かしたまちづくりを進めるため、伝統的建造物群の歴史を考慮した整備をはかるよう努める。

ア) 観光対策

保存地区内に見学者等が利用できる駐車場、便益施設、観光物産店等を設ける場合は、大山町伝統的建造物群保存審議会（以下「審議会」という。）の建議を経て、歴史的風致を損なわない外観で、保存に影響を及ぼさないと判断された場所とする。

イ) 電柱及び架線等の整備

電柱及び架線等の埋設又は移設の整備を行う場合は、審議会の建議を経て、保存地区内の歴史的風致を阻害しない整備を検討していく。

ウ) 道路美舗装

保存地区内の道路を美舗装する場合は、審議会の建議を経て、保存地区の歴史的風致を損なわない整備を検討していく。

エ) 農地の確保

農村としての歴史的風致を損なわないために農地の保全が必要である場合は、審議会での建議を経て、他事業も含め多角的な対策を検討し、必要に応じて対応をはかっていく。特に、賀茂神社から北側に真っ直ぐのびる田畑は、「神様の通り道」として、昔から家屋を建ててはいけなると言い伝えられてきた場所であり、上の家屋群と下の家屋群の境界にあたることから、田畑として維持をはかっていく。

オ) 特定建築物の活用・公開

所有者がいない特定建築物で、真に管理が困難となった場合は、審議会での建議を経て、町が管理者として多角的かつ積極的な対策を講じ、公開や活用をはかっていく。

カ) 空き家の対策・活用

町並みを維持、保存していくうえで、空き家の対策は重要な課題であり、他事業等も含め多角的な対策方法を検討し、必要に応じて対応をはかっていく。

6. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

① 建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成

町は、保存計画に基づく事業に対し、別に定める「大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱」により必要な補助を行うことができる。

(2) 技術的援助

町は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、修景及び復旧等に係わる設計相談等必要な技術的援助を行うことができる。

(3) 固定資産税その他町税の優遇措置

保存地区内における税制措置は、大山町条例で定めるものとする。

別表 4

| 許 可 基 準 | | |
|-----------------|---|---|
| 対 象 保 存 地 区 | 大山町所子伝統的建造物群保存地区 | |
| 基 本 的 事 項 | 保存地区内において、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、下記の事項に沿った内容とする。 | |
| 建 築 物 | 地 割 | 井手や道、境界木、屋敷林で囲まれた土地、農地（田畑）の地割は、現状維持若しくは伝統的な地割りを維持するよう努める。 |
| | 配 置 | 伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建築物の配置は、現存位置若しくは歴史的根拠に基づくことがのぞましい。絵図や家相図等が無い場合は、歴史的風致を損なわない配置とする。 |
| | 高 さ | 地上二階建て以下（10m 以下）とする。 |
| | 構 造 | 主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的建造物との調和をはかる。 |
| | 屋 根 | 勾配屋根、切妻造を基本とする。 |
| | 外 壁 | 伝統的な様式とし、歴史的風致を損なわない仕上げとする。 |
| | 外 観 建 具 | 伝統的な様式とし、歴史的風致を損なわない仕上げとする。 |
| | 基 礎 | 歴史的風致を損なわない仕上げとする。 |
| | 色 彩 | 歴史的風致を損なわない色彩仕上げとする。 |
| 工 作 物 | 規 模・意 匠 | 伝統的建造物と調和する規模・材料・色・仕上げとし、歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | 屋外広告物等 | 歴史的風致を損なわない仕上げとする。また、原則、パラボラアンテナ等は極力目立たない場所に設置又は共同アンテナへ切り替えていくことがのぞましい。室外機は通り等から極力目立たない場所に設置することがのぞましい。 |
| 車 庫 ・ 駐 車 場 | 行政機関若しくは法人等が広い駐車場を新たに設ける場合は、門扉や垣等を設けるなどして、歴史的風致を損なわない仕上げとする。また、個人等が車庫を新たに設ける場合には、その他の建築物の許可基準に従うものとし、平屋とする。 | |
| 土 地 の 形 質 変 更 | 宅地・田畑等を変更する場合は、変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| 木 竹 の 伐 採 ・ 植 栽 | 伐採・植栽後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| 土 石 類 の 採 取 | 採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。 | |

別表5

| 修 理 基 準 | | |
|----------------------------|---|--|
| 対象保存地区 | 大山町所子伝統的建造物群保存地区 | |
| 基本的事項 | 伝統的建造物の外観及び主要構造部の復原を基本とし、農村の歴史的風致を後世に伝えていくことを目的とする。 | |
| 特 定 建 築 物 | 配 置 | 歴史に基づく配置を伝えるため、原則、現状維持又は家相図等による復原配置を基本とする。 |
| | 高 さ | 原則、現状維持又は復原高さとする。 |
| | 構 造 | 小屋組、床組、柱梁材、横架材、斜材など構造耐力上主要な部分について材質及び形態は現状維持又は復原修理とする。 |
| | 屋 根 | 原則、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。 |
| | 外 壁 | 原則、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。 |
| | 外 観 建 具 | 原則、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。 |
| | 基 礎 | 原則、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。 |
| | 色 彩 | 原則、現状維持とする。 |
| 特 定 工 作 物 | 門 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 塀 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 井戸（屋形含む） | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 石 橋 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 灯 籠 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 石 祠 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 石 段 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 石 垣 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 洗 い 場 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 鳥 居 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 石 仏 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| | 瑞垣・石碑等 | 原則、現状維持又は復原修理とする。 |
| 庭 池（方形） | 原則、現状維持又は復原修理とする。 | |
| 特 定 環 境 物 件 | 屋敷林・境界木 | 原則、現状維持又は復旧とする。 |
| | 生垣 | |
| | 流路・溜池 | 原則、現状維持又は復旧とする。 |
| | 庭池（不定形） | 原則、現状維持又は復旧とする。 |
| | 庭 園 | 原則、現状維持又は復旧とする。 |

別表6

| 修景基準 | | |
|-----------------|--|--|
| 対象保存地区 | 大山町所子伝統的建造物群保存地区 | |
| 基本的事項 | 保存地区内において、伝統的建造物と調和した歴史的風致の形成をはかることを目的とする。 | |
| 特定建築物以外のその他の建築物 | 配置 | 主屋を建てる場合は、原則として、道に対して棟を平行に配置して、前庭空間を確保することを基本とする。土蔵等の付属屋の場合は、聞き取り等を参考とする。 |
| | 高さ | 主屋の高さは、原則10m以下とし、平屋建、二階建又は厨子二階建とする。付属屋（土蔵・厩舎等）は、二階建以下とする。 |
| | 構造 | 木造を基本とする。他の構造にする場合は、伝統的建造物と調和した構造とする。規模は、原則、保存地区内にある伝統的建造物の大きさとする。 |
| | 屋根 | 主屋及び土蔵等の建築物の屋根形態は、原則、切妻造を基本とし、屋根は茅葺又は瓦葺（黒瓦、いぶし瓦、赤瓦）を基本とする。土蔵は置屋根を基本とする。 |
| | 外壁 | 主屋は、真壁造を基本とし、主屋及び土蔵等の建築物の外壁は建物の状況に応じて、板壁（腰板、下見板張等）、漆喰壁（鼠漆喰塗、白漆喰塗）、土壁等の伝統的材料を使用し、伝統的建造物と調和したものとする。 |
| | 外観建具 | 原則、建具は、木製建具とする。 |
| | 基礎 | コンクリート等は、表面の露出が目立たないように配慮する。土蔵の戸前石は、閃緑岩又は安山岩を使用するものとする。 |
| | 色彩 | 伝統的建造物に調和したものとする。なお、鏝絵等の装飾の色彩については、下記の色に限定しない。 主屋等：柱（天然木材色、茶系色、黒系色）、外壁（漆喰部分は白色又は鼠色、板壁部分は茶系色又は黒系色） 屋根瓦：赤系色、黒系色、いぶし銀 板壁等：茶系色又は黒系色 土塀等：漆喰部分は白色又は鼠色 土蔵等：漆喰部分は白色又は鼠色 |
| 特定工作物以外のもの | 門 | 原則、木造とし、基礎石は安山岩又は閃緑岩を使用するものとする。 |
| | 塀 | 原則、塀は敷地境界等に配置し、土塀、漆喰塀又は板塀とする。基礎石は、原則、安山岩を使用するものとする。 |
| | 垣 | 柴垣、竹垣等は、敷地境界等に配置し、伝統的建造物と調和したものとする。 |
| | 石祠 | 原則、石材は安山岩又は凝灰岩質砂岩〔来待石等〕を使用する。 |
| | 灯籠 | 原則、石材は安山岩、凝灰岩質砂岩〔来待石等〕又は花崗岩を使用する。 |
| | 井戸 | 原則、石組み等石材は安山岩を使用する。 |
| 石橋 | 原則、石組み等石材は安山岩を使用する。 | |

| | | |
|--|---------------|-------------------------|
| その他 工作物 | 石 垣 | 原則、石組み等石材は安山岩を使用する。 |
| | 洗 い 場 | 原則、石組み等石材は安山岩を使用する。 |
| | 庭池（方 形） | 原則、石組み等石材は安山岩を使用する。 |
| | その他工作物 | 伝統的建造物に調和したものとする。 |
| 特定 環 境 物 件 以 外 の そ の 他 環 境 物 件 | 屋敷林・境界木 生垣 | 常緑樹とし、歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | 流路・溜池 | 歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | 庭池（不定形） | 歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | その他環境物件 | 歴史的風致を損なわないものとする。 |